

協議事項 「市場施設再整備検討部会の設置について」

令和7年8月26日（火）に開催されました苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会において、「苫小牧市公設地方卸売市場の施設再整備について」を市より提起し、協議した結果、委員の皆様からは、ウォーターフロントの魅力向上のため、漁港区エリア（水産棟、青果棟、ぱらっとみなど市場）の在り方を検討するという点においては、御理解をいただきました。

一方で、協議体制として、各部の卸売市場運営連絡協議会を活用したいとの事務局案に対し、連絡協議会は市場の円滑な運営を図る目的で設置したものであることや、メンバーが各組織の代表者により構成されており、現場の意見を吸い上げるには、現場の職員による別組織を作る必要があるとの御意見をいただきました。

そのため、改めて「市場施設再整備検討部会の設置について」を提起いたします。

資料2－1は、部会・分科会の組織図と相関図についてになります。青色の線で囲っております市場施設再整備検討部会を設置し、水産物部分科会、青果部分科会それぞれにおいて、市場施設再整備に関する課題、意見の抽出、整理や再整備先進都市の視察、その市場施設再整備に関する内容の検討などを行ってまいりたいと考えております。

メンバーは、市場に入場されている卸売業者、仲卸業者、買受人、生産者を考えており、市は事務局として議題を提起させていただきます。

また、関係者としては、港管理組合、ぱらっとみなど市場、卸売市場関連事業者、コンサルティング事業者などを想定し、必要に応じて、オブザーバーとして参加していただくことを考えております。

各分科会でまとめた内容については、審議会において経過報告を行います。また、審議会でいただいた御意見につきましては、各分科会にフィードバックいたします。

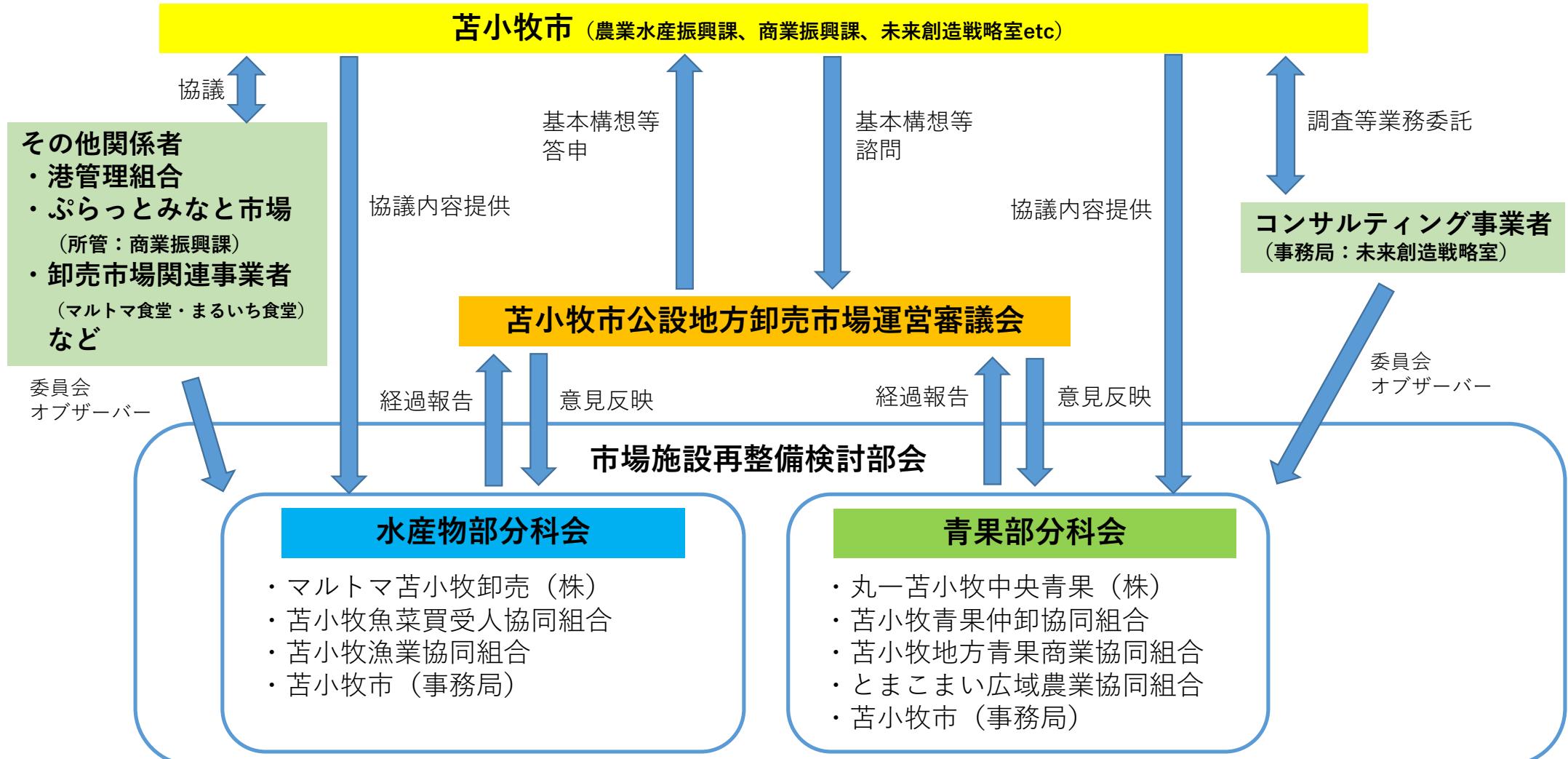
資料2－2は、市場施設再整備検討部会設置要綱（案）になります。検討部会の委員は、関係団体から3名以内の御推薦をいただきたいと考えております。

なお、各分科会においては、会長、副会長を置き、会長に議事進行をお願いしたいと考えております。

前回の審議会において、漁港区エリア（水産棟、青果棟、ぱらっとみなど市場）の在り方を検討するという方向性については、御理解をいただいていることから、協議事項「市場施設再整備検討部会の設置について」は、書面において、御審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

部会・分科会の組織図と相関図について

資料2-1



(案)

苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会
市場施設再整備検討部会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会（以下「審議会」という。）の部会として、
苫小牧市公設地方卸売市場運営審議会市場施設再整備検討部会（以下「検討部会」と
いう。）を設置する。

(目的)

第2条 苫小牧市公設地方卸売市場施設再整備について、協議の推進を図ることを目的
とする。

(事業)

第3条 検討部会は、第2条の目的達成のため、次の事項について協議推進する。

- (1) 市場施設再整備に係る課題及び意見の抽出に関すること
- (2) 市場施設再整備に係る各関係機関との協議に関すること
- (3) 市場施設再整備に係る業務改善及び合理化に関すること
- (4) その他市場施設再整備に係る内容に関すること

(組織)

第4条 検討部会は、別表に記載の団体から推薦があった者、数名を委員とし、構成す
る。

2 委員は、審議会委員を兼ねることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は設置の日から当該年度末までとする。ただし、必要に応じて延長
できることとする。

(分科会)

第6条 検討部会には第3条に掲げる事項について情報の収集、調査、検討及び協議を
するため、次の各号に掲げる分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(1) 水産物部分科会

水産物部に係る市場施設再整備に関するこ

(2) 青果部分科会

青果部に係る市場施設再整備に関するこ

2 分科会の委員は、検討部会の委員より、各分科会に關係する委員をもって構成する。

(役員)

第7条 各分科会に委員の互選により次の役員を置く。

(1) 会長 各1名

(2) 副会長 各1名

2 会長は、分科会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員からの要請及び事務局の必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(謝礼金)

第9条 検討部会に出席した委員には、苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払に関する要綱に基づき、謝礼金を支給する。

(経費)

第10条 検討部会の経費は必要に応じて徴収するものとする。

(事務局)

第11条 検討部会の事務局は、産業経済部産業振興室農業水産振興課に置く。

(その他の事項)

第12条 要綱の変更及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討部会に諮つて定める。

附 則

この要綱は令和7年〇〇月〇〇日から施行する。

別表

役職	区分	団体
委員	卸売業者	マルトマ苫小牧卸売株式会社
委員	卸売業者	丸一苫小牧中央青果株式会社
委員	仲卸業者	苫小牧青果仲卸協同組合
委員	買受人	苫小牧魚菜買受人協同組合
委員	買受人	苫小牧地方青果商業協同組合
委員	生産者	苫小牧漁業協同組合
委員	生産者	とまこまい広域農業協同組合